

【行政コスト計算書の信頼性を担保するための手段】

- ① 平成 13 年 9 月末に公表予定の行政コスト計算書が正確に作成されているかについて、信頼性を担保するために抜き取り検査を行う。
- ② 検査のポイントは、主に資産・負債の評価の方法におく。資産・負債の評価方法(会計規程・原価計算規程)の具体的な内容を事前の書面により説明を提出した上で、必要な法人に対してヒアリングを行う。特に、不良資産・債権といわれているものに対して重点（詳細かつ厳密）をおいて検査を行う。
- ③ 検査の時期については 9 月の第 1 週から第 2 週にかけて行うものとする。
- ④ 対象は、行政コスト計算書の試案ができている場合には、試案（素案でよい）、および、主な資産・負債の評価の手法について詳細な説明資料（規程、行政コスト計算書作成に伴う処理方針、今回の作成指針に対応した採用した処理方法など関連資料すべて）、平成 12 年度決算書、附属明細書。
- ⑤ 対象法人については追って決定する。
- ⑥ 結果については、必要に応じて処理の修正を依頼することがある。